

第1回 ネガワット取引に関する実務者会議 議事概要

日時 平成28年8月24日(水)13時30分～14時45分

場所 電力広域的運営推進機関 豊洲事務所 会議室B・C

<決定事項・宿題事項等>

- ・ 本実務者会議の会議資料および議事要旨は、原則、電力広域的運営推進機関（以下、広域機関）ウェブサイトで公表する。ただし、企業秘密や個人情報等については公表しない。
- ・ 広域機関のシステム開発が間に合わないため、平成29年4月1日の直接協議スキームによるネガワット取引開始においては、既存のシステムによる需要調達計画等の提出に加え、簡易XMLにより需要抑制計画等を提出するとして暫定運用で対応する。
- ・ 平成28年8月31日（水）までを目途とし、会議メンバーにて直接協議スキーム開始までに解決すべき実務課題を確認し、意見があれば事務局までそれを提出する。

<議事概要>

1. ネガワット取引に関する実務者会議について(資料1)

資料1に基づき、事務局から本会議の位置付けや目的、会議資料等の公表について説明した。
特段の質疑なし。

2. 直接協議スキーム開始までのスケジュール・課題の確認(資料2)

資料2に基づき、事務局から直接協議スキーム開始までに対応すべき課題の案を説明した。

特段の質疑なく、平成29年4月1日の直接協議スキームによるネガワット取引開始時点においては暫定運用をとること、及び、直接協議スキーム開始までに対応すべき実務課題の案について各位で持ち帰り、過不足や修正等がないか確認することについて、異議はなかった。

3. 直接協議スキームの実務に関する検討状況(資料3)

資料3に基づき、事務局にて検討中の直接協議スキームにおける暫定運用の方針を説明した。

■ 質疑等

- ・ 資料3 p 3のフローでは、アグリゲーターXは発電販売計画を提出していないように見えるが、p 2では需要調達計画・発電販売計画などと記載されている。ネガワット事業者は両方の計画を提出する必要があると考えているのか。
 - ⇒ 調達計画と販売計画を提出いただきたい考え。調達計画と販売計画を提出できる枠組みとして、BPでは発電販売計画と需要調達計画の2種類があったため、そのように記載した。どちらか片方を提出頂ければよいが、どちらが適しているのか検討中である。(事務局)
- ・ 資料3 p 3、小売電気事業者Aと小売電気事業者Bが同一事業者となる場合も考えられるが、その場合もこの業務フローを考えているのか。
 - ⇒ その場合は制度設計WGで整理された「類型1①」であり、今回の検討対象外と考える。
 - ⇒ 小売電気事業者AがアグリゲーターXと合意できていれば、小売電気事業者Aの需要調達計画に反映するのみでよいと考える。もし、託送契約に則った契約があり、アグリゲーターがネガワットのインバランスを精算する必要がある場合は、需要抑制計画を提出いただく。(事務局)

- ・ アグリゲーターが複数需要家のネガワットを束ねるケースも考えられるが、そのように複数需要家を固め、グルーピングし計画を提出してもよいのか、それとも個別需要家ごと計画を提出しなければならないのか、どちらを考えているか。

⇒ どちらも対応出来るようにしたいと考えている。選択によって、インバランス精算の単位が変更される。(事務局)

⇒ そのグルーピングはインバランス精算方式(方式1・方式2)や、需要家が供給を受ける小売電気事業者等の単位で実施いただくことを想定している。基本的に個別計画もグルーピングのいずれも出来るように検討中である。(一般送配電)
- ・ 資料2のシステム開発スケジュールは一般送配電事業者の確認をとれているのか。

⇒ 暫定運用は一般送配電としてもデータ取り込みに苦勞するものの、広域機関の事情もあり、各社個別に対応を検討する考え。本格運用をめざしてシステム開発を進めつつ、暫定運用には手作業なりで対応していき、利用者にご迷惑をおかけしないように準備する。ご質問のあった広域機関の示したスケジュールについては、予め確認をとっている。(一般送配電)
- ・ 広域機関はDR対象の需要家がどの小売電気事業者から供給を受けているか知る必要があるのではないか、また、実際にネガワット事業者と需要家の間にDR契約があることも知っておくべきではないか。ネガワット事業者が一般送配電事業者に契約を申し込むならば、その情報共有はどうするのか。マスターデータに登録し、それを広域機関に伝達するとした方法が考えられるが。

⇒ 暫定運用では、そこまでシステム対応できず、情報伝達は難しいと考えている。本格運用に向けては、資料2で示した計画間整合チェック等の課題もあり、マスターデータにどのような情報を反映するかなどは今後検討していきたい。なお、現在、託送供給契約に関する契約情報は広域機関として不要のため受領していない。必要な情報だけ情報連携するよう検討する。(事務局)
- ・ アグリゲーターによるDR対象となる需要家の初期登録、すなわち、託送契約の申込みルールは一般送配電事業者が決めると思われる。その契約申し込みについては、別途、一般送配電事業者が説明会などを開くのか。もしくは、この実務者会議でその方法を検討するのか。

⇒ 一般送配電事業者として何らかの説明は必要と考え、現在検討中。また、業務フローなどについては、本会議でもご紹介したいと考えている。(一般送配電)
- ・ 一般送配電事業者のシステム改修にて、需要家の需要を検針して仕分ける仕組みを来年4月までに作成することは間に合うのか。

⇒ 手作業を含め、支障の無いように準備を進めていく。ただし、全ての複雑な取引、例えば、複数のネガワット事業者と契約してネガワットを切り売りしている需要家や、さらにインバランス精算方式が方式1と2が混在している場合など、対応できない場合がある。大部分の取引方法には支障が出ないように検討を進めている。(一般送配電)
- ・ 現在、通告型の部分供給をしている場合において、一般送配電事業者との託送契約の内容に基づき、需要家の供給地点番号などの情報とあわせて日々の部分供給基準電力量の計画値を広域機関へ送付し、そのまま連係される仕組みになっていると思うが、それと類似する仕組みを考えられているということか。

⇒ その通りである。(一般送配電)
- ・ 小売電気事業者とアグリゲーターの間で、ベースラインの共有は必要なのではないか。

⇒ 必要である。資料3 p 3のケースでは、アグリゲーターXがDRを発動し、需要抑制計画を提出する場合、アグリゲーターXは小売電気事業者A・Bそれぞれに連絡し、各小売電気事業者に需

要調達計画を変更いただかなければならない。その連絡ルール等を事業者間で協議いただくことも、直接協議スキームの範疇と考える。(事務局)

- ベースラインは小売電気事業者とアグリゲーターで合意した方法で作成することがルールと認識しているが、その合意をどうやって管理するのか。
 - ⇒ アグリゲーターでベースラインを作成し、小売電気事業者に連絡して、小売電気事業者はそれに応じた需要調達計画を提出することで、両者で合意を得たものとする。(事務局)
- 直接協議スキームのベースラインは、小売電気事業者が認めれば良いというイメージであるか。何らかの確認が無ければ、ベースラインが信用ある値であるのか不明になってしまわないか。
 - ⇒ 第三者仲介スキームならば問題となる可能性があると思うが、直接協議スキームならば、アグリゲーターと小売電気事業者が合意できるベースラインならばよいという整理と考える。一般送配電事業者や広域機関が関与する話ではないと考える。(事務局)
- アグリゲーターが広域機関へ提出したベースラインを小売電気事業者が認めなかった場合、どう対応するのか。ベースラインはアグリゲーターが直接提出するのではなく、小売電気事業者を経由して提出されるべきではないか。それならば合意を得られたものと解釈できる。
 - ⇒ お互い合意したベースラインを出してくればよいルールとし、合意方法までを制約することはいかがかと考える。なお、小売電気事業者とアグリゲーターの需要調達計画の計画間不整合については、既存システムでチェックできる。(事務局)
- 計画間不整合はチェックするが、実際にその計画に含まれるどの需要家にDRを要請したかは、小売電気事業者とアグリゲーターで確認をとっていただくということか。
 - ⇒ それが、直接協議スキームだと考える。需要家が1社の需要調達計画、需要抑制計画であるならば、広域機関でも需要計画(ベースライン)が明らかになりうるが、需要家がグルーピングされていて需要BGと需要抑制BGで需要家構成が異なる場合については、個別の内訳が分からず、広域機関としては提出された計画値を信頼し、受け付けるしかないかと考える。(事務局)
 - ⇒ 質問の意図はアグリゲーターが実態に沿わないベースラインを設定することを懸念していると考えられる。現在、ネガワット事業者は電気事業法の規制対象の事業者ではないが、これは参入障壁を下げるとした考えに基づくと思われる。一方、ネガワット事業者に求める規律というものも検討されており、悪質な事業者については、その規律にて手当てする考えである。
- ベースラインについて、アグリゲーターの計算間違いや小売電気事業者の認識不足などで、思惑と異なる設定になっており、後のインバランス精算段階になって問題が発覚することも考えられるが。
 - ⇒ 説明会にてこういった間違いのケースが考えられるか、説明していくことでよいか。(事務局)
- システム的に何らかの手当てができるのであれば、例えばアグリゲーターが需要抑制計画を提出したならば、関係する小売電気事業者にそれを通知するような仕組みはできないのか。
 - ⇒ 小売電気事業者とアグリゲーターが交わすネガワット契約において、事前に需要抑制計画の情報を送付するといった項目を入れた契約になると考える。前提として、整合のとれた計画を出していただくとするルールを作る考え。(事務局)
- 不整合が出ない前提ということか、この4月から6月にかけて多く発生した計画間不整合についても、不整合は出ないというルールの前提であったが、不整合が多く発生した。現在はシステムにて不整合エラーメッセージが出るようになり、間違いがあっても、そのままGCに至らないよう、気づきの機会を与えられる仕組みになった。ベースラインについても同様のシステムがあってもよいのではないか。

- ⇒ 資料2 p 4に整合性チェックという課題を挙げているが、どういう点でどのような項目をチェックすべきか、実際にシステム化できるかはわからないものの、そのような項目があれば提案いただきたい。システムチックに計画をチェックし、うまく不整合を見つけれれば良い。こんな仕組みがあればいいという提案があれば、検討課題になると考える。(事務局)
- ⇒ 先に申した通り、ネガワットでも販売調達計画間の不整合にはチェックはかかる仕組みを考えている。ベースラインについては、広域機関は個別需要家のデータを持っておらず、整合性の確認が難しい。今後の検討課題とさせていただく。(事務局)
- 小売電気事業者はアグリゲーターから提出されたベースラインの値を検証するのか。小売電気事業者が検証するのならば、直接協議スキームにおいてベースラインの正しさを第三者が確認する必要性は無いと思う。ベースラインの計算はかなり難しく、小売が検証することは可能なのか。
 - ⇒ 小売電気事業者もベースラインを別途提出し、両者の整合をチェックする仕組みということか。小売電気事業者の計算とネガワット事業者の計算結果に違いがある場合はどうするのか等は直接協議スキームの課題か。
 - アグリゲーターは検針データを受領しているのか。
 - ⇒ 電力量計の計量パルスなどを用いてアグリゲーター自ら計量するのではないか。需要家としても抑制量を正しく計量されないと協力金をもらうことが難しくなるため、契約ごと正しく計量されることは間違いないと思う。
アグリゲーターが抑制情報を提示し、小売電気事業者がチェックして、対価（ネガワット調整金）を支払うとした一連の流れにて、ベースラインの正しさは確認されるのではないか。
 - ベースラインには色々な計算方法があり、計算結果が出るのは需給直前というケースもある。ベースライン提出は前日12時と、当日のGC前までというタイミングであるが、ベースライン自体はそれが決まらなければ需給計画が定まらないといったものではなく、事後で抑制計画が正しかったかを検証されるために用いられる。つまり、GCまでに小売電気事業者Aの供給力を小売電気事業者Bへ移すとした需要調達計画さえ揃えばいいのではないかと考える。
ベースラインを提出する作業について、一部を割愛できる可能性はないか考えていただきたい。
 - ⇒ これまでの計画を前提とすると、翌日計画は必ず提出いただき、当日計画については抑制が無い場合、提出を省略することが可能と考える。(事務局)
 - 場合によって、ベースラインを前日12時に計算できないケースが考えられるが、いかがか。
 - ⇒ ベースラインを NULL 値としてシステム上で支障がないか、まだ検討はできていない。課題として考えておく。(事務局)

以上